

●発行(毎月10・25日)/西宮市役所:〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表)
●編集/総合企画局市長室広報課 ☎0798-35-3400 ☐vo_kouhou@nishi.or.jp

今号の主な記事

1364号

- ◇9月分までの子ども手当の支給が決まる……………2面
- ◇乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券を6月に送付……………3面
- ◇にしのみや市民祭りの参加団体等を募集……………4面
- ◇映画「阪急電車」のロケ地ガイドツアー参加者募集…5面
- ◇保健だより……………8面

●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>
●携帯サイト「ふろむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>



【相談】
「福祉サービスを利用した
いけど、どんなサービスがあ
るのかよく分からない」「金
銭管理を自分で行うのが難し
くなってきた」。西宮市高齢
者・障害者権利擁護支援セン
ターでは、このような悩みや
不安、困り事などについて、
認知症の高齢者や知的・精神
に障害のある人、またその家
族から電話や窓口で相談を受
けます。

【日程】 第2・4水曜の午
後1時~4時 ※8月からは
第1・3水曜も開催
あります。

【相談】
悩みや不安を
相談できます

【相談】
アドバイスなどを
行います。相談内容によつて
は、「地域包括支援センター」
や「障害者あんしん相談窓口」
などの関係機関と連携し、支
援を行います。[2面記事参
照]

【相談】
成年後見制度を
詳しく説明

【相談】
足が不自由で金融機関に
一人で行くことができない
成年後見制度の申し立ては
どうすればいいのだろう
などについて、
判断能力の不十分な認知
症の高齢者や知的・精神に
障害のある人などは、必要
でない高額な商品を買わさ
れる等の恐れがあります。
このような人を保護・援
助する仕組みが「成年後見
制度」です。判断能力の不
十分な本人に代わり、「後
見人」が金銭管理や契約な
どを行います。

【相談】
福祉サービスに
関する助言なども
します。

【相談】
西宮市高齢者・障害者
権利擁護支援センター
〒662-0913染殿町8-17
総合福祉センター1階
☎0798-37-0024
㈹0798-37-0025
【開所日】月曜~金曜の午前9時
~午後5時 ※祝日、年末年始(12
月29日~1月3日)を除く



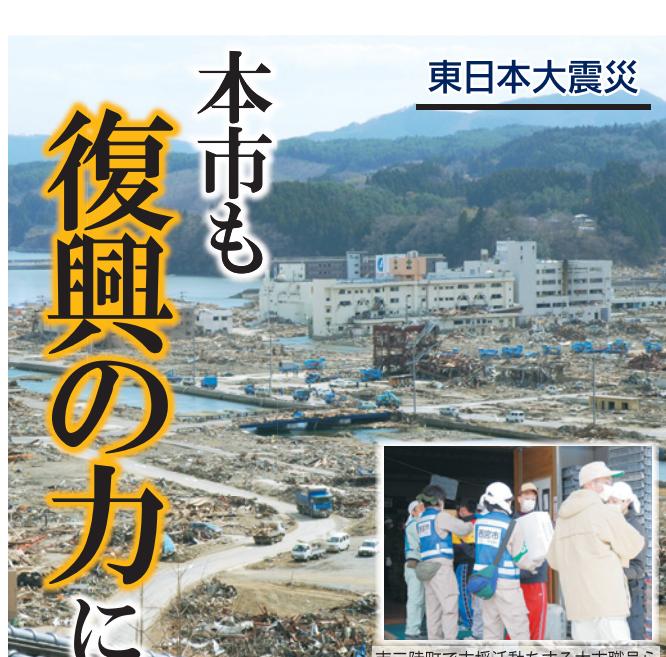
一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生
活を送れるよう、市は、「西宮市高齢者・障
害者権利擁護支援センター」を4月25日に開
設しました。同センターでは、介護や福祉の
サービスを選んだり、契約することが難しい
認知症の高齢者や、知的・精神に障害のある
人をサポートします。相談などのさまざまな
支援を行っていますので、気軽に利用してく
ださい。

高齢者や障害のある人を しつかりサポート



誰もが住み慣れた地域で暮らせるように、皆さんの相談を受けアドバイスします

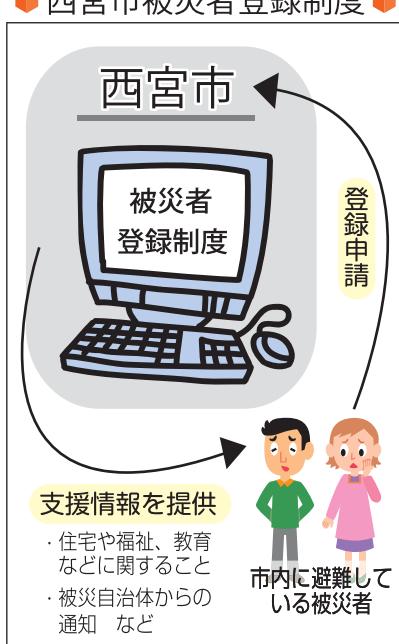
【相談】
南三陸町の
支援を重点的に
3月11日に発生した東日本
大震災以降、本市は、阪神・
淡路大震災の経験や教訓を生
かして、中核市である福島県
郡山市やいわき市をはじめ、
富城県仙台市、石巻市などに
職員派遣や物資の提供等を行



本市も
復興の力に

東日本大震災

西宮市被災者登録制度



【相談】
避難中の皆さんに
各種情報を提供

【相談】
市は、「西宮市被災者登録制
度」を実施しています。この制
度は、東日本大震災により本市
に避難している被災者の皆さん
に、住居や福祉、教育をはじめ
としたさまざまな支援情報を提
供するものです。また、避難元
さんは登録をお願いします。

【相談】
登録方法】月曜~金曜(祝
日を除く)の午前8時45分~午
後5時に、防災対策グループ
(市役所本庁舎6階)、各支所・
市民サービスセンター、アクタ
西宮ステーションに来庁を

【相談】
の県や市に対して被災者の皆さ
人の情報を伝えることで、被災
自治体から各種通知や情報の提
供を受けることができます。左
図参照。本市へ避難している皆
さんは登録をお願いします。

【相談】
の県や市に対して被災者の皆さ
人の情報を伝えることで、被災
自治体から各種通知や情報の提
供を受けることができます。左
図参照。本市へ避難している皆
さんは登録をお願いします。

行つきました。
このよだな中、本市が4月2
日に派遣した宮城県への調査隊
の報告では、南三陸町が甚大な
被害を受け、町役場も壊滅、町
職員も多数亡くなるなど行政機
能も失われていることから、復
旧・復興に向けての支援が最も
必要であると確認しました。加
えて、南三陸町から本市に行政
機能回復への支援要請があつた
ことから、本市は、同町を重点
的に支援することとしました。
すでに4月11日より必要な職
員を順次派遣し、災害広報紙の
作成など広報業務の支援をして
いるほか、情報通信システムの
立ち上げなどの協議を進めてい
ます。今後は関西広域連合や兵
庫県をはじめ他市町と連携を図
りながら、同町の一日も早い復
旧・復興に協力していきます。
問合せは防災対策グループ
(0798-35-3546)へ。